



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年10月18日金曜日 第2514号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業政策課) ... 815

告 示

- 一部事務組合の解散..... (市町振興課) ... 816
- 落札者等の告示..... (文化・スポーツ振興課) ... 816
- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... (自然保護課) ... 817
- 休猟区の指定..... (") ... 819
- 特定鳥獣に係る捕獲等ができる区域の指定..... (") ... 824
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... (") ... 825
- 指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (障害福祉課) ... 826
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (長寿介護課) ... 826
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ... 827
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 827
- 指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 827
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... (") ... 827
- 指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 828
- 県統計調査の実施..... (労政雇用課) ... 828
- 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 828
- 解除予定保安林にする旨の通知..... (") ... 828
- 解除予定保安林..... (") ... 829
- 建設業者の営業の停止命令..... (土木管理課) ... 829
- 公有水面埋立免許..... (港湾海岸課) ... 829
- 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 830
- 介護員養成研修事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 830
- 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 830
- 道路の供用開始(県道長浜中村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 830

公 告

土木設計積算システム用機器の借入れ..... (土木管理課技術企画室) ... 830

監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 831

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 840

教育委員会告示

- 平成26年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項..... (高校教育課) ... 843
- 平成26年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項..... (") ... 847
- 平成26年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項..... (特別支援教育課) ... 849

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 851

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第45号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

○愛媛県告示第1133号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
黒瀬ダム鳥獣保護区	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋北側で雨乞谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、三角点(430.7メートル)に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線をほぼ南西ないし西に進み、同三角点に至り、更に同稜線を南ないし北西に進み、同市道に出て、同市道を北西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	当該区域は、落葉広葉樹が多く、多様な鳥獣が生息するとともに、県内有数のカモ類の飛来地である黒瀬ダムがあることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼす行為がないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。
谷上山鳥獣保護区	国有林33林班南端を起点とし、ここから山道をほぼ南西に進み、国有林35林班南端を経て、更に同山道をほぼ北西に進み、宝珠寺山門に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西ないし北に進み、同山門で市道谷上山線に出る。ここから同市道をほぼ北西に進み、伊予市谷上山公園第二展望台手前で市道谷上大谷線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、下三谷に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、国有林34林班界に至り、こ	同 上	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置し、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意す

	から同林班界を北東に進み、ベツソ山三角点(266.2メートル)を経て、農道を横切り、通称茶畑谷に出て、同谷を下流に進み、伊予市と伊予郡砥部町との境界に至り、ここから国有林33林班西端に至る直線を北に進み、同端に至り、ここから同林班界を北東ないし南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		るとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
皿ヶ嶺三坂峠鳥獣保護区	松山市と上浮穴郡久万高原町との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、引地山三角点(1,026.8メートル)に至る。ここから国有林と民有林との境界を南東ないし北東に進み、国有林30林班と国有林29林班との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同町と東温市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、国有林29林班と国有林39林班と国有林40林班との境界の交点に至る。ここから国有林39林班と国有林40林班との境界を南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同林班ろ小班と同林班ろ小班との境界に至り、ここから同境界を北に進み、皿ヶ嶺連峰県立自然公園界に至る。ここから同公園界を北西ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置し、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
笠方鳥獣保護区	上浮穴郡久万高原町笠方の面河ダムえん堤右岸側を起点とし、面河ダム右岸管理道をほぼ西に進み、県道落合久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、国	同 上	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置する面河ダムを囲む地域であり、カモ類等水鳥をはじめ、ノウサギ、タヌ

	<p>道494号に出る。ここから同国道を東ないし南に進み、面河ダム左岸管理道との交点に至る。ここから同管理道をほぼ南に進み、妙松^{すい}隧道出口（放水口）に至る。ここから同ダムの満水位水面と森林との境界をほぼ南に進み、面河ダムえん堤を経て、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>キ、リス等多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、鳥獣保護員等による定期的な巡視を通じて、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。</p>		<p>同交点に至る。ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		
<p>白滝鳥獣保護区</p>	<p>大洲市長浜町白滝の市道加世山崎線と市道加屋須合田線との交点を起点とし、ここから同市道を北西に進み、市道小野長尾線との交点に至る。ここから白滝サイレン（塔）とを結ぶ直線を北東に進み、同塔に至り、ここからNHK長浜テレビ中継放送所に至る直線を北東に進み、市道大戸山線に出る。ここから同市道を北東に進み、市道大平線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、特別高圧送電線長浜線との交点に至り、ここから同送電線の13鉄塔に至る直線を南東に進み、林道滝上長尾線との交点に至る。ここから同林道をほぼ南に進み、同町と旧大洲市との境界に至り、ここから同境界を南西ないし南に進み、肱川森林計画区中33林班90小班と同林班91小班との境界東端に至り、ここから同林班91、93、17、88、15、14、13及び22の各小班に接した市道滝川線と市道加世山崎線との交点に至る山道を南ないし西に進み、</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、中心を流れる滝川の下流に滝と紅葉の名所として知られる「白滝公園」、上流に2つのため池を有し、これらの周辺には様々な林相の自然林や人工林が分布し、鳥獣に好適な生活環境を提供しており、サンショウクイやコノハズクなどの絶滅危惧種も多数確認されるとともに、身近な鳥獣生息地として、観光、自然観察、環境教育等に利用されていることから、当該区域を鳥獣保護区に指定し、静謐な自然環境を保持する。また、定期的な巡視、指導等により、鳥獣の保護を図る。</p> <p>なお、鳥獣保護区の指定が有害鳥獣対策の支障とならないよう留意する。</p>	<p>多田鳥獣保護区</p>	<p>西予市宇和町東多田の八幡神社鳥居を起点とし、県道伊延東多田線を約10メートル西に進み、市道多田地区54号線との交点に至り、ここから同市道を約300メートル北に進み、市道多田地区53号線との交点に至り、ここから同市道を約200メートル北東に進み、同市道終点において私設林道と</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、内子町東端の小田深山国有林を主体とした森林地帯であり、区域中心を流れる黒川の渓流沿いなどには老齢ブナ林など貴重な原生的森林が残存しており、その一部は四国カルスト県立自然公園に指定され、区域内には森林や渓流で生活する鳥獣が生息しており、サンショウクイやクマタカなど絶滅危惧種も多数確認されるとともに、豊かな自然を求めて訪れる県民も多いことから、当該区域を鳥獣保護区に指定し、静謐な自然環境を保持する。また、定期的な巡視、指導等により、鳥獣の保護を図る。</p> <p>なお、鳥獣保護区の指定が有害鳥獣対策の支障とならないよう留意するとともに、有害鳥獣捕獲の適切な実施に係る指導を行う。</p>

の交点に至る。ここから同林道を約70メートル北東に進み、谷との交点に至り、ここから同谷を南東に進み、稜線を経て、市道多田地区20号線に出る。ここから同市道を約450メートルほぼ南に進み、県道伊延東多田線に出て、同県道を約100メートル西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、農耕地及び住宅地を除いた区域

に、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

須賀川
ダム鳥
獣保護
区

宇和島市柿原の須賀川ダムえん堤南端を起点とし、ここから同えん堤を北に進み、市道須賀川ダム循環線に出て、同ダムの常時満水位の貯水線に沿って同市道を周回し、国道320号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同 上

当該区域は、カモ類を中心とした渡り鳥の重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域を利用する渡り鳥の保護を図る。また、定期的な巡視により、環境の保持を図るとともに、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

滑床成
川鳥獣
保護区

宇和島市並びに北宇和郡鬼北町及び松野町所在の国有林2053から2058までの各林班、2061から2072までの各林班、2076林班並びに2077林班に、に-2、に-3、に-4及びはの各小班の区域

同 上

当該区域は林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

○愛媛県告示第1134号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間
関川休猟区	新居浜市と四国中央市との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同国道を北東に進み、上野地区で熊谷大橋西端で関川に出て、同川左岸を上流に進み、五良津林道の境谷橋北端に至り、ここから住友林業株式会社所有林の防火帯北側を北東ないし東に進み、熊鷹山（1,098メートル）に至る。ここから旧宇摩郡関川村と旧同郡土居町との境界を南に進み、エビラ山三角点（1,635.9メートル）で四国中央市と新居浜市との境界に至る。ここから同境界を西に進み、物住頭（1,634.3メートル）を経て、更に同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで
寒川山休猟区	四国中央市富郷町の県道上猿田三島線と県道高知伊予三島線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、国道319号に出て、同国道を北ないしほぼ東に進み、小川橋東端で上小川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、佐々連鉱山跡を経て、更に同岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界を西ないし南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、白髭 ^{ずい} 隧道で県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ西に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
保土野休猟区	新居浜市と四国中央市土居町と四国中央市富郷町との境界の交点を起点とし、ここから新居浜市と四国中央市富郷町との境界をほぼ南に進み、銅山川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、新居浜市の成、小美野及び保土野の各地区を経て、更に同川左岸を上流に進み、床鍋谷川との合流点に至る。ここから同川左岸及びこれに続く谷を上流に進み、権現越で新居浜市と四国中央市土居町との境界に至り、ここから同境界をほぼ東に進み、エビラ山三角点（1,635.9メートル）及び二ツ岳三角点（1,647.3メートル）を経て、更に同境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

	る線に囲まれた区域				
郷山阿島 休猟区	新居浜市阿島の県道壬生川新居浜野田線の荷内橋東端を起点とし、ここから阿島川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線を東に進み、同市と四国中央市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、阿島長野鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を西ないし南西に進み、国道11号に出る。ここから同国道を西に進み、国領大橋東端で国領川に出て、同川右岸を下流に進み、城下橋東端で県道多喜浜泉川線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域（東田特定猟具使用禁止区域を含む。）	同 上		浦越線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道北浦有津線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道北浦叶浦線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道古江山田線との交点に至り、ここから同市道を北東ないし東に進み、通称入川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、養殖場北端の海岸線に出て、その海岸線をほぼ東に進み、金ヶ崎、矢里頭崎及び松ヶ鼻を経て、更にその海岸線を西ないし北に進み、神田川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
早川休猟区	西条市大町の国道11号の加茂川橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ北東に進み、同市と新居浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、ジョウシウネ三角点（1,381.8メートル）に至り、ここから市之川に至る谷を北西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、丸野地区及び白目地区を経て、更に同川右岸を下流に進み、木挽原地区で加茂川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	赤穂根島 休猟区	越智郡上島町赤穂根島のうち、赤穂根島の全域	同 上
楠窪休猟区	西条市丹原町志川の中山川と志河川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、天流三ヶ森橋南端で市道小谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、余野地区に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南に進み、余野谷に至り、ここから同谷をほぼ西に進み、鞍瀬川に出て、同川右岸を下流に進み、中山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	米野休猟区	松山市大井野町の林道音田線と国道317号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北ないし北東に進み、林道高為線との交点に至り、ここから同林道を北西に進み、北三方ヶ森に通じる稜線 <small>（925）</small> に向かう山道に至り、ここから同山道を北に進み、同稜線 <small>（945）</small> で同市と今治市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、伊之子山三角点（872.4メートル）を経て、更に同境界を南東ないし南に進み、松山市と今治市と東温市との境界の交点に至り、ここから松山市と東温市との境界をほぼ南西に進み、明神ヶ森三角点（1,216.9メートル）を経て、更に同境界を南西に約1,500メートル進み、林道音田線に続く谷に至り、ここから同谷をほぼ北に進み、同林道に至り、ここから同林道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
木浦休猟区	今治市伯方町叶浦の国道317号（自動車専用道路に指定していない路線に限る。）と市道北浦叶浦線との交点を起点とし、同市道を宝殿山に向かって進み、市道寺山線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道富計の池線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道叶浦越線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道国道堀田興線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道国道北	同 上	本谷休猟区	松山市片山の国道196号と市道河野五明線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし南東に進み、同市牛谷の天満宮前で山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南ないし東に進み、幸次が峠で旧松山市と旧北条市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないしほぼ西に進み、県道平田北条線に出て、同県道をほぼ北ないしほぼ東に進み、同国道に出て、ここから同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
			黒岩岳休 猟区	伊予市中山町中山の国道56号と県道串中山線との交点を起点として、ここ	同 上

	<p>から同県道をほぼ南西ないし北西に進み、柚之木上組集落に至る山道との交点に至る。ここから同山道を北西に進み、同集落で林道柚之木線に続く山道との交点に至り、同山道を北西に進み、同林道に出て、ほぼ北西ないし南西に進み、松山自動車道の側道との交点に至る。ここから同側道を南西に進み、林道柿ノ木谷線との交点に至り、ここから同林道を南ないし西に進み、県道串中山線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、伊予市と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、旧伊予郡双海町と旧同郡中山町と喜多郡内子町との境界の交点に至る。ここから旧双海町と旧中山町との境界をほぼ東ないしほぼ北東に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>囲まれた区域</p>	<p>河之内休 獵区</p> <p>東温市則之内の国道11号と県道湯谷口川内線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、本谷川との交点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、仏生川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、県道湯谷口川内線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、市道添谷相ノ谷線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道松皮峠線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、市道一ヶ谷土谷線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、国道11号に出る。ここから同国道を北東ないし北西に進み、同市と西条市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南東ないし南に進み、県道皿ヶ嶺公園滑川線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東ないし南に進み、市道伊之曾線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、伊之曾部落で音田部落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ西に進み、市道谷奥線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、国道494号に出る。ここから同国道を北西に進み、国道11号との交点に至り、ここから同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>影之浦休 獵区</p>	<p>伊予市と伊予郡砥部町との境界と県道中山砥部線との交点を起点とし、同境界をほぼ南西に進み、県道久万中山線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道中山砥部線との交点に至る。ここから同県道を北東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>			<p>同 上</p>
<p>北方休 獵区</p>	<p>東温市北方の国道11号と重信川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、三島神社前で標高点(599メートル)に通じる稜線<small>りょうせん</small>に至り、ここから同稜線<small>りょうせん</small>を北東ないし南東ないしほぼ北に進み、同標高点を経て、更に稜線<small>りょうせん</small>をほぼ東に進み、ヨソ山の川上三角点(927.9メートル)に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、同三角点を経て、更に同山道を北東に進み、仏生川に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ南に進み、四国電力送電線(重信線)下に至る。ここから同送電線下をほぼ北西に進み、小渋谷に至り、ここから同谷を南西に進み、林道松瀬川小渋線に至る。ここから同林道をほぼ南西に進み、町道原線に出て、同町道をほぼ南西に進み、町道西組鳥ノ子線との交点に至る。ここから同町道をほぼ西に進み、渋谷川に出て、同川右岸を下流に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を北西ないし西に進み、国道11号に出て、同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に</p>	<p>同 上</p>	<p>大角蔵休 獵区</p>	<p>伊予郡砥部町三角の町道麻生三角線と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、国道379号との交点に至り、ここから同国道を南に進み、県道大平砥部線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、同町と伊予市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、谷上山鳥獣保護区界との交点に至る。ここから同区界をほぼ北東に進み、同町と同市の境界に至り、ここから同境界を北ないし北東に進み、田ノ浦特定獵具使用禁止区域界との交点に至る。ここから町道八倉田の浦線に通じる山道をほぼ東に進み、同町道に出て、同町道を南に進み、町道重光田の浦線との交点に至る。ここから同町道を北東ないし南東に進み、町道田の浦川井線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、町道川井・三角麻生線との交点に至る。ここから同町道をほぼ北東に進み、町道麻生三角線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、起点に</p>	<p>同 上</p>

	至る線に囲まれた区域				
大川休猟区	上浮穴郡久万高原町中黒岩の国道33号と県道柳谷美川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、本組を経て、更に同県道をほぼ南西に進み、大谷を経て、更に同県道をほぼ西に進み、美川スキー場特定猟具使用禁止区域界に至り、ここから同区域界をほぼ北西ないし西に進み、御山三角点(1,160.9メートル)を経て、更に同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川村と旧同郡柳谷村との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、大川嶺三角点(1,525.0メートル)で久万高原町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、狼ヶ城山三角点(1,379.6メートル)を経て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧同郡小田町との境界の交点に至る。ここから久万高原町大川と同町露峰との境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	郡河辺村との境界の最も東の交点に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、峰峠を経て、更に同境界をほぼ東に進み、大洲市と西予市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、市道藤之原汗嵐線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道康甲堂藤之原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、県道肱川公園線に出て、同県道をほぼ北西に進み、市道公園清水橋線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道ダム河辺線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
東川休猟区	上浮穴郡久万高原町東川の国道494号と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北に進み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、同町直瀬と同町七鳥と同町本組との境界の交点に至り、ここから旧同郡面河村と旧同郡美川村との境界を東に進み、四辻ノ森三角点(1,201.3メートル)を経て、更に同境界をほぼ東に進み、三光ノ辻山三角点(1,215.3メートル)で愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、境野隧道で同国道に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	神南山休猟区	大洲市新谷の県道菅田五郎停車場線と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、県道鳥首五十崎線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、大川橋西端で国道197号に出て、同国道を西ないし北西に進み、市道除家土手線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道菅田五郎停車場線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
中津休猟区	愛媛県と高知県との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道を西ないし北に進み、上浮穴郡久万高原町中津と同町日野浦との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、中津明神山三角点(1,540.6メートル)で愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南東ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	長浜東休猟区	大洲市と伊予市との境界と国道378号との交点を起点とし、同境界を南東に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市との境界に至る。ここから同境界を南ないし西に進み、白滝鳥獣保護区界に至り、同区界を北西ないし南西ないし南東ないし北東に進み、再び同境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、県道大洲長浜線に出て、同県道を北西に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
大洲予子林休猟区	大洲市肱川町予子林の市道ダム河辺線と県道小田河辺大洲線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、同県道と旧喜多郡肱川町と旧同	同上	論田休猟区	喜多郡内子町の県道内子双海線と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、旧喜多郡内子町と旧同郡五十崎町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、旧内子町と旧五十崎町と大洲市との境界の交点に至り、ここから内子町と同市との境界をほぼ北に進み、同町と同市と伊予市との境界の交点に至る。ここから内子町と伊予市との境界を北東に進み、県道串中山線に出て、同県道を	同上

	南東に進み、県道内子双海線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域			境界を北西ないし北に進み、大野山三角点(796.6メートル)を経て、更に同境界を約400メートル北に進み、林道藤ヶ成線に至る谷に至り、ここから同谷を南東に進み、市道(野)籠谷線を横断し、同林道に出て、同林道を南東に進み、市道(野)寺谷線に出て、同市道を南東に進み、市道(野)寺谷梶原橋詰線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
榎小屋休 猟区	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町と西予市との境界の交点を起点とし、ここから内子町と西予市との境界をほぼ西ないし北西に進み、小田深山鳥獣保護区に至る。ここから同区界を北東に進み、妙見森三角点(1,325.0メートル)を経て、更に同区界をほぼ北東に進み、淵首で黒川に出て、ここから同川左岸を下流に進み、内子町と久万高原町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		西予市城川町窪野の市道(城)程野線と県道城川橋原線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、県道大茅辰ノ口線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北に進み、林道雨包線との交点に至る。ここから同林道をほぼ北西に進み、同町と同市野村町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、三角点(929.0メートル)に至る。ここから林道大規模上高地線の起点に通じる稜線を南西に進み、同林道に出て、同林道を西に進み、同林道終点に至る。ここから稜線をほぼ西に進み、林道熊の谷線に出て、同林道を西ないし北に進み、市道(城)程野線に出て、同市道を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
伊方休 猟区	西宇和郡伊方町湊浦の伊方大川河口の妙見橋北端を起点とし、ここから海岸線をほぼ南西に進み、女子岬を経て、更にその海岸線を北西ないし南西に進み、同町二見と同町三机との境界に至る。ここから同境界を北に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を北東に進み、町道伊方越臨港線の終点に至り、ここから同町道を南に進み、県道鳥井喜木津線に出て、同県道を東に進み、再び町道伊方越臨港線との交点に至る。ここから同町道をほぼ東に進み、再び県道鳥井喜木津線に出て、同県道を南西に進み、町道湊浦伊方越線との交点に至る。ここから同町道をほぼ東に進み、国道197号に出て、同国道を東に進み、伊方大川橋北端で伊方大川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		北宇和郡鬼北町と同郡松野町との境界とJR四国予土線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西ないし南に進み、三角点(402.8メートル)を経て、更に同境界を南西に進み、郭公岳三角点(1,010.1メートル)で鬼北町と松野町と宇和島市との境界の交点に至る。ここから鬼北町と同市との境界を西ないし南西に進み、梅ヶ成峠を経て、更に同境界を北西ないし北に進み、国道320号に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、水分、中組及び下組の各部落を経て、更に同国道を東に進み、同線との交点に至る。ここから同線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、滑床成川鳥獣保護区並びに国有林2051林班及び2052林班の区域を除いた区域(鬼北総合公園特定猟具使用禁止区域を含む。)	同 上
鳥殿休 猟区	西予市宇和町卯之町の県道鳥坂宇和線と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道を北に進み、同町久保で同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、卯之町鳥獣保護区及び関地池特定猟具使用禁止区域の区域を除いた区域	同 上		北宇和郡鬼北町父野川の県道下鍵山・松野線と国道320号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北東に進み、	同 上
大判山休 猟区	西予市野村町鳥鹿野橋東端を起点とし、ここから市道(野)鳥鹿野線を南に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ南東に進み、市道(野)鮎返河西線との交点に至る。ここから同市道を西ないしほぼ南に進み、市道(野)出合河西線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道宇和野村線に出て、同県道を南西に進み、同町と同市宇和町との境界に至る。ここから同	同 上			
				日向谷・ 富母里	

	<p>国道197号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、高研山三角点(1,055.3メートル)に至る。ここから更に同境界を南東に進み、通称チョウゴウネで節安部落に通じる山道との交点に至り、ここから谷沿いに同山道を南西に進み、同部落で県道節安・下鍵山線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、屋敷部落及び大村部落を経て、更に同県道を西に進み、宮成部落を経て、更に同県道を北西に進み、野々谷部落を経て、更に同県道を南に進み、上川口部落を経て、更に同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
中川休猟区	<p>南宇和郡愛南町満倉の忍川と国道56号との交点の新満倉橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ東ないしほぼ北東に進み、一本松^{すい}隧道を経て、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、松尾峠を経て、更に同境界を西に進み、旧同郡一本松町と旧同郡城辺町との境界に至り、ここから同境界を西に進み、中玉峠を経て、更に同境界を北に進み、通称ネバ山三角点(233.8メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、旧一本松町の坪浜部落で同川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上

全域		
西条市市内の楠窪休猟区の全域	同上	同上
今治市市内の木浦休猟区の全域	同上	同上
越智郡上島町市内の赤穂根島休猟区の全域	同上	同上
松山市市内の米野休猟区の全域	同上	同上
松山市市内の本谷休猟区の全域	同上	同上
伊予市市内の黒岩岳休猟区の全域	同上	同上
伊予市市内の影之浦休猟区の全域	同上	同上
東温市市内の北方休猟区の全域	同上	同上
東温市市内の河之内休猟区の全域	同上	同上
伊予郡砥部町市内の大角蔵休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の大川休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の東川休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の中津休猟区の全域	同上	同上
大洲市市内の大洲予子林休猟区の全域	同上	同上
大洲市市内の神南山休猟区の全域	同上	同上
大洲市市内の長浜東休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町市内の論田休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町市内の榎小屋休猟区の全域	同上	同上
西宇和郡伊方町市内の伊方休猟区の全域	同上	同上
西予市市内の鳥殿休猟区の全域	同上	同上
西予市市内の大判山休猟区の全域	同上	同上
西予市市内の雨包・窪野休猟区の全域	同上	同上
北宇和郡鬼北町市内の成川休猟区の全域	同上	同上
北宇和郡鬼北町市内の日向	同上	同上

○愛媛県告示第1135号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。
 平成25年10月18日
 愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市市内の関川休猟区の全域	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市市内の寒川山休猟区の全域	同上	同上
新居浜市市内の保土野休猟区の全域	同上	同上
新居浜市市内の郷山阿島休猟区の全域	同上	同上
西条市市内の早川休猟区の	同上	同上

谷・富母里休猟区の全域		
南宇和郡愛南町地内の中川 休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1136号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る 特定猟具の 種類
関川上 特定猟 具使用 禁止区 域	四国中央市土居町畑野の関川大橋南 端の市道土居高曾根線と市道畑野旧国 道線と市道阿島道線との交点を起点と し、ここから同市道並びにこれに続く 農道を北西に進み、関川右岸堤防に至 る。ここから同川右岸を上流に進み、 高曾根橋南端に至り、ここから同橋を 北に進み、同橋北端で同川に出て、こ こから同川左岸を下流に進み、関川大 橋北端に至り、ここから同橋を南に進 み、起点に至る線に囲まれた区域	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで	銃 器
寺尾池 特定猟 具使用 禁止区 域	西条市丹原町寺尾甲768区域一円	同 上	同 上
鈍川特 定猟具 禁止区 域	今治市玉川町鈍川の市道木地川本線 と通称シシオチ谷筋との交点を起点と し、ここから同市道を南東に進み、湯 の花橋を経て、更に同市道を約500メ ートル南に進み、鋪巻橋の手前で水源 の森橋に至る遊歩道松林の道との交点 に至り、ここから同遊歩道を東ないし 南に進み、同橋に至り、ここから同橋 を渡り、同市道に出て、同市道をほぼ 西に進み、鋪巻橋でふれあい橋に至る 遊歩道うつぎの道との交点に至り、同 遊歩道をほぼ北に進み、同橋西橋で通 称カケ谷筋に出て、同谷筋左岸を上流 に進み、林道カケ谷線と遊歩道やまぶ きの道との交点に至る。ここから同遊 歩道をほぼ北に進み、市道シシオチ線 を横断し通称シシオチ谷筋に出て、同 谷筋右岸を下流に進み、起点に至る線 に囲まれた区域	同 上	同 上
イナズ ミ特定 猟具禁 止区域	今治市大三島町宗方の県道大三島環 状線と市道浜条線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ南に進み、関前 村鳥獣保護区界との交点で海岸線に出	同 上	同 上

	る。ここからその海岸線を西に進み、 尾の崎を経て、更にその海岸線を北な いし北東に進み、起点に至る線に囲ま れた区域		
高浜特 定猟具 使用禁 止区域	松山市高浜六丁目の県道松山港内宮 線の高浜保育園正門前を起点とし、こ こから同県道をほぼ北に進み、高浜公 園を経て、更に同県道を北東に約200 メートル進み、農道との交点に至り、 ここから同農道を東に約100メートル 進み、最初の分岐点に至り、ここから 同農道分岐線を南東に約100メートル 進み、二番目の分岐点に至り、ここか ら同農道分岐線を南東に進み、同農道 終点に至る。ここから標高点（50.0メ ートル）に至る直線をほぼ南に進み、 同標高点に至り、ここから山道を南西 に進み、農道に出る。ここから起点に 至る直線を南西に進み、起点に至る線 に囲まれた区域	同 上	同 上
砥部川 下流・ 通谷池 特定猟 具使用 禁止区 域	伊予郡砥部町高尾田の重信大橋南端 を起点とし、ここから重信川左岸を上 流に進み、県道久谷森松停車場線との 交点に至り、ここから同県道をほぼ南 に進み、町道高尾田宮内線との交点に 至る。ここから同町道をほぼ南ないし ほぼ南西に進み、愛媛県総合運動公園 入口に至り、ここから同公園への進入 路を北東ないしほぼ東に進み、同町と 松山市との境界に至り、ここから同境 界を南西ないし南東に進み、えひめこ どもの城の管理道との交点に至る。こ こから同管理道をほぼ南西に進み、町 道通り谷東付き線との交点に至り、こ こから同町道をほぼ南西に進み、町道 宮内久谷線との交点に至る。ここから 同町道を南ないし西に進み、国道33号 に出て、同国道を北に進み、起点に至 る線に囲まれた区域	同 上	同 上
大洲青 年の家 特定猟 具使用 禁止区 域	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保 内線との交点を起点とし、ここから同 国道をほぼ南に進み、市道黒木野佐来 線との交点に至り、ここから同市道を 西に進み、沙那王神社に至る。ここか ら標高点（226メートル）に至る稜線 を西に進み、同標高点に至り、ここか ら稜線を北に進み、市道下山辺5号線 に通じる山道に出て、同山道及びこれ に通じる同市道を北東に進み、同県道 に出る。ここから同県道をほぼ東に進 み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
くろみつクリニック	今治市郷新屋敷町三丁目4番11号	医療法人 くろみつクリニック	腎臓に関する医療（育成医療・更生医療）	平成25年10月1日

○愛媛県告示第1138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局 日本メディカル	東温市樋口字前川甲1337番地1	日本メディカルシステム株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成25年10月1日
レデイ薬局 大洲長浜店	大洲市長浜甲448番地1	株式会社 レデイ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成25年10月1日

○愛媛県告示第1139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日	福祉用具貸与
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日	特定福祉用具販売
サポートエヒメ株式会社	ヘルパーステーション太陽がいっぱい。	愛媛県伊予郡松前町大字上高柳575番地3	平成25年9月1日	訪問介護
株式会社サンサンツリー	茶話本舗デイサービスさくらい	愛媛県今治市郷桜井二丁目7番20号	平成25年9月1日	通所介護
社団法人全国社会保険協会連合会	宇和島社会保険病院	愛媛県宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成25年9月1日	訪問リハビリテーション
株式会社ライフサポート海	デイサービスセンター海	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲1931番地	平成25年9月1日	通所介護
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年9月1日	福祉用具貸与
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年9月1日	特定福祉用具販売
合同会社桃花	ヘルパーステーション桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11-10ドミールシバタ101号	平成25年9月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター登道	愛媛県西条市大町1572番2-2	平成25年9月1日	訪問介護
有限会社エンジェルファミリー	茶話本舗デイサービス皆の蜜柑	愛媛県四国中央市妻鳥町1556番1	平成25年9月1日	通所介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活指導センター大洲	愛媛県大洲市常磐町81番地1	平成25年9月6日	訪問介護

○愛媛県告示第1140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社ワードアイ	おかげさん	愛媛県今治市玉川町別所甲93番3	平成25年9月1日	居宅介護支援
合同会社ゆうあ	指定居宅介護支援事業所ゆうあ	愛媛県新居浜市松神子四丁目2番23号	平成25年9月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日	特定介護予防福祉用具販売
サポートエヒメ株式会社	ヘルパーステーション太陽がいっぱい。	愛媛県伊予郡松前町大字上高柳575番地3	平成25年9月1日	介護予防訪問介護
社団法人全国社会保険協会連合会	宇和島社会保険病院	愛媛県宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成25年9月1日	介護予防訪問リハビリテーション
株式会社ライフサポート海	デイサービスセンター海	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲1931番地	平成25年9月1日	介護予防通所介護
株式会社東京ネーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年9月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社東京ネーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成25年9月1日	特定介護予防福祉用具販売
合同会社桃花	ヘルパーステーション桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11-10ドミールシバタ101号	平成25年9月1日	介護予防訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター登道	愛媛県西条市大町1572番2-2	平成25年9月1日	介護予防訪問介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活指導センター大洲	愛媛県大洲市常磐町81番地1	平成25年9月6日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社アリックス	アリックス指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市朝日町四丁目6番5号	平成25年9月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ユニット・ワン	居宅介護支援事業所ユニット・ワン	愛媛県伊予市灘町302番地1	平成25年9月19日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アリックス	アリックス指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市朝日町四丁目6番5号	平成25年9月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1145号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

- 調査の目的
仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成
- 調査対象の範囲
常用労働者が5人以上の県内民間事業所（平成24年経済センサス - 活動調査）
- 報告を求める事項
 - 事業所の概要に関すること。
 - 企業としての意識に関すること。
 - 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関すること。
 - 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関すること。
 - 子の看護のための休暇に関すること。
 - 要介護状態にある家族の介護のための休暇に関すること。
 - 配偶者出産休暇制度に関すること。
 - 両立支援のために行政に期待すること。
- 報告を求める事項の基準となる期日
平成25年10月1日（火）
- 報告を求める者
2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主
- 報告を求めるために用いる方法
郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- 報告を求める期間
平成25年11月11日（月）から同年12月11日（水）まで

○愛媛県告示第1146号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町嘉喜尾2522、2525の1、2526から2529まで、3186から3188まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町嘉喜尾2522・2525の1・2526・2528・2529・3188（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1147号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4727の2、4727の3、4729の2、4781の2から4781の4まで、4786の2、4788、4789の2、4801の

- 2、4801の4から4801の6まで、4802の2、4802の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾344の66、344の103、344の105、344の106
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1148号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

○愛媛県告示第1149号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 日 年 月	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	停止を命じた 営業の範囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ず る原因となった事実
(般 - 23) 第013539号	平成23年 10月4日	有限会社 滝平工務 店	滝平 裕作	北宇和郡鬼北町大 字清延171番地	平成25年 10月8日	建設業の営業の 全部	平成25年10月8 日から平成25年 10月10日まで (3日間)	有限会社滝平工務店は、同社 車庫及び資材置場の隣接地にお いて、ベニヤ板等約100キログ ラムの廃材を焼却していた。 そのため、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律違反により、 宇和島簡易裁判所から平成25年 7月25日付けで同社が罰金50万 円、同社代表取締役が罰金30万 円の略式命令を受け、同年8月 2日にその刑が確定している。

○愛媛県告示第1150号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成25年10月18日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番27までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成23年の春分の満潮位（C・D・L・+3.93メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1点は、基点から真北258度21分00秒、372.10メートルの地点

2点は、1点から真北262度25分48秒、20.55メートルの地点

3点は、2点から真北352度25分48秒、8.43メートルの地点

4点は、3点から真北262度25分38秒、14.25メートルの地点

5点は、4点から真北352度25分34秒、32.28メートルの地点

6点は、5点から真北82度25分34秒、46.50メートルの地点

7点は、6点から真北352度25分26秒、23.98メートルの地点

8点は、7点から真北81度16分36秒、29.76メートルの地点

ウ 面積

2,037.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番26までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

A点は、基点から真北251度29分54秒、297.59メートルの地点

B点は、A点から真北262度16分00秒、56.69メートルの地点

C点は、B点から真北261度15分42秒、173.89メートルの

地点

D点は、C点から真北351度15分14秒、95.55メートルの地点

地点

E点は、D点から真北81度13分24秒、262.07メートルの地点

地点

F点は、E点から真北175度06分02秒、52.74メートルの地点

地点

G点は、F点から真北190度45分33秒、9.79メートルの地点

地点

H点は、G点から真北205度53分03秒、37.52メートルの地点

ウ 面積

24,330.15平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成25年10月8日

○愛媛県告示第1151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（畑寺地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月18日から
平成26年3月14日まで
- 3 作業地域 今治市玉川町畑寺、高野

○愛媛県告示第1152号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
アビリティセンター株式会社	愛媛県新居浜市坂井町二丁目3番17号	介護職員初任者研修課程	平成25年10月8日

○愛媛県告示第1153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年10月18日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第30号 平成25年10月9日	伊予市宮下字岡崎1766番9	松山市土居田町833番地1 セジュール和泉ⅡA202号 水木雄太

○愛媛県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1823番5から 同町下須戒甲1850番地先まで	平成25年10月18日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土木設計積算システム用機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

プリンタ8台、複合機19台（搬入、据付、撤去、調整、保守一式を含む）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は、営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県土木部管理課土木管理課技術企画室システム管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2649
 - (2) 入札書の受領期限
平成25年11月27日（水）午前10時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成25年11月27日（水）午前10時00分
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - ア 受領期限
平成25年11月15日（金）午後5時15分
 - (4) 入札の無効

- 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased: printer 8 units , multifunction printer 19 units
 - (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 27 November 2013
 - (3) For further information , please contact: System Administration Section , Technology and Planning Office , Public Works Administration Division , Administration Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2649

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年10月18日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成25年8月27日
人 事 課	平成25年8月27日
市 町 振 興 課	平成25年8月27日
私 学 文 書 課	平成25年8月21日
財 政 課	平成25年8月29日
行 革 分 権 課	平成25年8月29日
税 務 課	平成25年8月29日
総 合 政 策 課	平成25年8月7日
秘 書 課	平成25年8月7日
広 報 広 聴 課	平成25年8月7日
統 計 課	平成25年8月8日
情 報 政 策 課	平成25年8月12日
地 域 政 策 課	平成25年8月7日
交 通 対 策 課	平成25年8月7日
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	平成25年8月7日

国体総務企画課	平成25年8月5日
国体運営調整課	平成25年8月5日
国体競技準備課	平成25年8月5日
県民生活課	平成25年8月9日
男女参画・県民協働課	平成25年8月9日
人権対策課	平成25年8月9日
消防防災安全課	平成25年8月5日
危機管理課	平成25年8月5日
原子力安全対策課	平成25年8月5日
環境政策課	平成25年8月5日
循環型社会推進課	平成25年8月5日
自然保護課	平成25年8月5日
保健福祉課	平成25年8月30日
医療対策課	平成25年8月30日
健康増進課	平成25年8月21日
薬務衛生課	平成25年8月21日
子育て支援課	平成25年8月21日
障害福祉課	平成25年8月21日
長寿介護課	平成25年8月20日
産業政策課	平成25年8月8日
企業立地課	平成25年8月8日
観光物産課	平成25年8月8日
国際交流課	平成25年8月8日
労政雇用課	平成25年8月8日
産業創出課	平成25年8月9日
経営支援課	平成25年8月9日
農政課	平成25年8月28日
農業経済課	平成25年8月28日
ブランド戦略課	平成25年8月28日
農地整備課	平成25年8月26日
農産園芸課	平成25年8月26日
畜産課	平成25年8月26日
林業政策課	平成25年8月29日
森林整備課	平成25年8月29日
漁政課	平成25年8月28日
水産課	平成25年8月28日
漁港課	平成25年8月28日
土木管理課	平成25年8月20日
用地課	平成25年8月20日
河川課	平成25年8月26日
水資源対策課	平成25年8月26日
港湾海岸課	平成25年8月26日
砂防課	平成25年8月26日
道路建設課	平成25年8月27日
道路維持課	平成25年8月27日
都市計画課	平成25年8月27日

都市整備課	平成25年8月27日
建築住宅課	平成25年8月20日
出納局	平成25年8月20日
人事委員会事務局	平成25年8月21日
議会事務局	平成25年8月8日
監査事務局	平成25年8月30日
労働委員会事務局	平成25年8月30日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度	6者	57,393,183	平成24年度決算による

(循環型社会推進課)

2 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	48,250,500	48,250,500	金額は各年度の決算による
23年度	0	48,483,880	48,483,880	
差引増減	0	233,380	233,380	

(保健福祉課)

3 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
11年度	1者	23,000	平成24年度決算による

(保健福祉課)

4 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度、23年度及び24年度	2者	1,422,000	平成24年度決算による

(医療対策課)

5 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	333,080	2,239,390	2,572,470	金額は各年度の決算による
23年度	125,160	2,317,670	2,442,830	
差引増減	207,920	78,280	129,640	

(子育て支援課)

6 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	17,125,351	210,518,546	227,643,897	金額は各年度の決算による
23年度	18,885,427	195,323,809	214,209,236	
差引増減	1,760,076	15,194,737	13,434,661	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	895,653	19,978,475	20,874,128	金額は各年度の決算による
23年度	895,854	19,780,421	20,676,275	
差引増減	201	198,054	197,853	

（子育て支援課）

7 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度及び20年度	1者	340,000	平成24年度決算による

（障害福祉課）

8 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	34,796,000	平成24年度決算による

（企業立地課）

9 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
14年度～18年度	2者	52,200	平成24年度決算による

（労務雇用課）

10 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	958,942,530	958,942,530	金額は各年度の決算による
23年度	0	958,942,530	958,942,530	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	206,335,949	206,335,949	金額は各年度の決算による
23年度	0	206,868,933	206,868,933	
差引増減	0	532,984	532,984	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	5,380,000	5,380,000	金額は各年度の決算による
23年度	0	5,380,000	5,380,000	
差引増減	0	0	0	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	9,322,779	9,322,779	金額は各年度の決算による
23年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

（経営支援課）

11 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	13,071,000	43,839,947	56,910,947	金額は各年度の決算による
23年度	9,384,000	37,723,297	47,107,297	
差引増減	3,687,000	6,116,650	9,803,650	

（林業政策課）

12 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	4者	1,583,748	平成24年度決算による

（林業政策課）

13 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成24年度末の歳入不足額は22億8,856万円と、前年度より3,392万円増加しており、さらに、平成24年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の6割以下にまで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

14 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	0	2,385,000	2,385,000	金額は各年度の決算による
23年度	1,000,000	1,400,000	2,400,000	
差引増減	1,000,000	985,000	15,000	

（漁政課）

15 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
22年度	1者	969,517	平成24年度決算による

（漁政課）

16 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	金額は各年度の決算による
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	
差引増減	38,765	1,353,410	1,314,645	

(建築住宅課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成25年7月9日、平成25年7月10日
健 康 福 祉 環 境 部	平成25年7月9日、平成25年7月10日
四 国 中 央 保 健 所	平成25年7月9日
産 業 経 済 部	平成25年7月10日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年7月10日
建 設 部	平成25年7月9日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成25年7月9日
今 治 土 木 事 務 所	平成25年7月10日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年7月9日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年7月9日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年7月10日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年7月10日
出 納 室	平成25年7月9日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846	金額は各年度の決算による
23年度	468,455,712	993,893,861	1,462,349,573	
差引増減	132,753,875	129,480,852	262,234,727	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	24,000	290,505	314,505	金額は各年度の決算による
23年度	64,485	236,020	300,505	
差引増減	40,485	54,485	14,000	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	9,542,744	17,649,069	27,191,813	金額は各年度の決算による
23年度	6,763,546	13,728,074	20,491,620	
差引増減	2,779,198	3,920,995	6,700,193	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	272,516	1,151,140	1,423,656	金額は各年度の決算による
23年度	323,644	848,768	1,172,412	
差引増減	51,128	302,372	251,244	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,768,500	6,218,300	7,986,800	金額は各年度の決算による
23年度	5,980,500	5,519,900	11,500,400	
差引増減	4,212,000	698,400	3,513,600	

(建設部)

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	115,688	平成24年度決算による

(建設部)

6 職員(1名)の住居手当について、支給要件の喪失に伴う手続きを怠っていたため、計230,500円(平成19年11月から平成25年4月までの66か月分)が過支給となっていた。

(建設部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	550,500	3,456,600	4,007,100	金額は各年度の決算による
23年度	616,300	3,580,400	4,196,700	
差引増減	65,800	123,800	189,600	

(今治土木事務所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成25年7月24日
健 康 福 祉 環 境 部	平成25年7月24日

産 業 経 済 部	平成25年 7月24日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 7月24日
建 設 部	平成25年 7月24日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成25年 7月24日
出 納 室	平成25年 7月24日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	503,057,425	1,666,876,119	2,169,933,544	金額は各年度の決算による
23年度	596,112,249	1,609,485,680	2,205,597,929	
差引増減	93,054,824	57,390,439	35,664,385	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,002,581	3,406,043	4,408,624	金額は各年度の決算による
23年度	1,778,319	2,528,422	4,306,741	
差引増減	775,738	877,621	101,883	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	1,573,286	5,076,834	6,650,120	金額は各年度の決算による
23年度	1,121,801	4,501,477	5,623,278	
差引増減	451,485	575,357	1,026,842	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	149,994	1,535,664	1,685,658	金額は各年度の決算による
23年度	116,662	1,567,764	1,684,426	
差引増減	33,332	32,100	1,232	

(健康福祉環境部)

4 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
16年度	1者	97,016	平成24年度決算による

(産業経済部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	7,735,307	47,455,870	55,191,177	金額は各年度の決算による
23年度	9,050,600	46,408,670	55,459,270	
差引増減	1,315,293	1,047,200	268,093	

(建設部)

6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1者	58,000	平成24年度決算による

(建設部)

7 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
21年度及び22年度	2者	83,044	平成24年度決算による

(建設部)

8 収入未済の道路占用料(過小徴収金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
23年度	1者	540	平成24年度決算による

(建設部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成25年 7月16日、 平成25年 7月26日
健 康 福 祉 環 境 部	平成25年 7月16日、 平成25年 7月26日
産 業 経 済 部	平成25年 7月16日、 平成25年 7月26日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成25年 7月16日
建 設 部	平成25年 7月26日
大 洲 土 木 事 務 所	平成25年 7月16日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成25年 7月16日
西 予 土 木 事 務 所	平成25年 7月16日
愛 南 土 木 事 務 所	平成25年 7月26日
須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年 7月26日
山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	平成25年 7月26日
出 納 室	平成25年 7月26日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	金額は各年度の決算による
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	
差引増減	11,235,039	78,895,738	90,130,777	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	2,015,993	8,200,446	10,216,439	金額は各年度の決算による
23年度	1,636,514	7,057,751	8,694,265	
差引増減	379,479	1,142,695	1,522,174	

(健康福祉環境部(地域福祉課))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	5,262,493	10,457,607	15,720,100	金額は各年度の決算による
23年度	4,332,839	7,539,652	11,872,491	
差引増減	929,654	2,917,955	3,847,609	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	319,114	1,975,253	2,294,367	金額は各年度の決算による
23年度	301,190	1,794,161	2,095,351	
差引増減	17,924	181,092	199,016	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	159,965	604,000	763,965	金額は各年度の決算による
23年度	132,000	547,000	679,000	
差引増減	27,965	57,000	84,965	

(健康福祉環境部(八幡浜支局福祉室))

5 職員(1名)の通勤手当について、交通用具使用距離に係る認定の誤りにより、計120,000円(平成21年4月から平成25年3月までの48か月分)が過支給となっていた。

(産業経済部)

6 賠償金(公用車事故に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
22年度	1者	191,775	平成24年度決算による

(産業経済部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	801,000	1,305,800	2,106,800	金額は各年度の決算による
23年度	794,200	1,368,600	2,162,800	
差引増減	6,800	62,800	56,000	

(建設部)

8 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
20年度	1者	46,725	平成24年度決算による

(大洲土木事務所)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	104,600	931,000	1,035,600	金額は各年度の決算による
23年度	0	1,875,300	1,875,300	
差引増減	104,600	944,300	839,700	

(八幡浜土木事務所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成25年5月13日
研 修 所	平成25年5月15日
消 防 学 校	平成25年4月19日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成25年4月19日
原 子 力 セ ン タ ー	平成25年5月15日
中 央 児 童 相 談 所	平成25年4月19日
東 予 児 童 相 談 所	平成25年5月21日
南 予 児 童 相 談 所	平成25年5月22日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成25年4月9日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成25年4月9日
衛 生 環 境 研 究 所	平成25年4月19日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成25年4月19日
看 護 専 門 学 校	平成25年4月9日
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成25年4月9日
婦 人 相 談 所	平成25年4月9日
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	平成25年4月19日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成25年5月15日
え ひ め 学 園	平成25年5月21日
計 量 検 定 所	平成25年4月9日
産 業 技 術 研 究 所	平成25年4月9日、平成25年5月9日、平成25年5月15日

新居浜高等技術専門学校	平成25年5月21日
今治高等技術専門学校	平成25年5月21日
松山高等技術専門学校	平成25年4月9日
宇和島高等技術専門学校	平成25年4月9日
大阪事務所	平成25年4月9日
病虫害防除所	平成25年4月19日
農業大学校	平成25年5月21日
農林水産研究所	平成25年4月9日、平成25年4月19日、平成25年5月21日、平成25年5月22日
家畜病性鑑定所	平成25年4月9日

差引増減	513,565	132,242	645,807	
------	---------	---------	---------	--

(子ども療育センター)

6 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
21年度	1者	20,000	平成24年度決算による

(農業大学校)

7 花き研究指導室の車両系建設機械(1台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を平成23年4月から平成24年12月までの20か月の間、実施しないまま使用していた。(農林水産研究所)

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	金額は各年度の決算による
23年度	4,994,290	34,878,353	39,872,643	
差引増減	995,210	8,235,233	7,240,023	

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	金額は各年度の決算による
23年度	2,141,000	7,911,158	10,052,158	
差引増減	337,190	194,120	143,070	

(東予児童相談所)

3 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(東予児童相談所)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	金額は各年度の決算による
23年度	1,166,060	3,262,540	4,428,600	
差引増減	470,560	273,780	196,780	

(南予児童相談所)

5 子ども療育センター利用料金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	金額は各年度の決算による
23年度	1,548,612	3,249,621	4,798,233	

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	平成25年8月9日
生涯学習課	平成25年8月12日
文化財保護課	平成25年8月12日
保健体育課	平成25年8月12日
義務教育課	平成25年8月12日
高校教育課	平成25年8月12日
人権教育課	平成25年8月12日
特別支援教育課	平成25年8月9日
中予教育事務所	平成25年4月9日
東予教育事務所	平成25年5月9日
南予教育事務所	平成25年4月9日
総合教育センター	平成25年5月15日
総合科学博物館	平成25年5月21日
歴史文化博物館	平成25年5月15日
図書館	平成25年4月9日
美術館	平成25年4月9日
川之江高等学校	平成24年12月17日
三島高等学校	平成24年12月17日
土居高等学校	平成24年12月17日
新居浜東高等学校	平成24年12月17日
新居浜西高等学校	平成24年12月17日
新居浜南高等学校	平成24年12月17日
新居浜工業高等学校	平成24年12月17日
新居浜商業高等学校	平成25年1月16日
西条高等学校	平成25年1月16日
西条農業高等学校	平成24年12月17日
小松高等学校	平成25年1月16日
東予高等学校	平成25年1月17日
丹原高等学校	平成25年1月17日
今治西高等学校	平成24年12月17日
今治南高等学校	平成25年1月16日
今治北高等学校	平成24年12月17日
今治工業高等学校	平成25年1月16日
伯方高等学校	平成24年12月17日

弓 削 高 等 学 校	平成24年12月17日
北 条 高 等 学 校	平成24年12月17日
松 山 東 高 等 学 校	平成25年 1月16日
松 山 南 高 等 学 校	平成25年 1月15日
松 山 北 高 等 学 校	平成24年12月17日
松 山 中 央 高 等 学 校	平成24年12月17日
松 山 工 業 高 等 学 校	平成24年12月17日
松 山 商 業 高 等 学 校	平成24年12月17日
東 温 高 等 学 校	平成24年12月17日
上 浮 穴 高 等 学 校	平成25年 1月17日
小 田 高 等 学 校	平成25年 1月17日
伊 予 農 業 高 等 学 校	平成25年 1月15日
伊 予 高 等 学 校	平成25年 1月15日
中 山 高 等 学 校	平成25年 1月15日
大 洲 高 等 学 校	平成24年12月17日
大 洲 農 業 高 等 学 校	平成24年12月17日
長 浜 高 等 学 校	平成24年12月17日
内 子 高 等 学 校	平成24年12月17日
八 幡 浜 高 等 学 校	平成24年12月17日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	平成24年12月17日
川 之 石 高 等 学 校	平成24年12月17日
三 崎 高 等 学 校	平成24年12月17日
三 瓶 高 等 学 校	平成24年12月17日
宇 和 高 等 学 校	平成24年12月17日
野 村 高 等 学 校	平成24年12月17日
宇 和 島 東 高 等 学 校	平成24年12月17日
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	平成25年 1月15日
吉 田 高 等 学 校	平成24年12月17日
三 間 高 等 学 校	平成25年 1月15日
北 宇 和 高 等 学 校	平成25年 1月15日
津 島 高 等 学 校	平成25年 1月18日
南 宇 和 高 等 学 校	平成25年 1月18日
今 治 東 中 等 教 育 学 校	平成25年 1月17日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	平成24年12月17日
宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	平成24年12月17日
松 山 盲 学 校	平成24年12月17日
松 山 聾 学 校	平成24年12月17日
しげのぶ特別支援学校	平成24年12月17日
みなら特別支援学校	平成24年12月17日
今治特別支援学校	平成25年 1月17日
宇和特別支援学校	平成24年12月17日
新居浜特別支援学校	平成24年12月17日

内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	46,394,000	65,860,400	112,254,400	金額は各年度の決算による
23年度	38,116,000	43,556,400	81,672,400	
差引増減	8,278,000	22,304,000	30,582,000	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	48,662,482	417,132,360	465,794,842	金額は各年度の決算による
23年度	51,194,395	378,779,767	429,974,162	
差引増減	2,531,913	38,352,593	35,820,680	

(人権教育課)

3 生産品(サツマイモ)について、書面による意思決定の前に、販売委託先への引渡しその他の処分をしていた。(今治特別支援学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成25年 9月 2日
四 国 中 央 警 察 署	平成25年 2月 7日
新 居 浜 警 察 署	平成25年 2月 6日
西 条 警 察 署	平成25年 2月 7日
西 条 西 警 察 署	平成25年 2月 6日
今 治 警 察 署	平成25年 2月12日
伯 方 警 察 署	平成25年 2月 6日
松 山 東 警 察 署	平成25年 2月12日
松 山 西 警 察 署	平成25年 2月 6日
松 山 南 警 察 署	平成25年 2月12日
久 万 高 原 警 察 署	平成25年 2月 6日
伊 予 警 察 署	平成25年 2月 7日
大 洲 警 察 署	平成25年 2月 6日
八 幡 浜 警 察 署	平成25年 2月 7日
西 予 警 察 署	平成25年 2月 6日
宇 和 島 警 察 署	平成25年 2月 6日
愛 南 警 察 署	平成25年 2月12日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	2,937,000	10,898,763	13,835,763	金額は各年度の決算による
23年度	5,115,000	13,039,763	18,154,763	

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限

差引増減	2,178,000	2,141,000	4,319,000
------	-----------	-----------	-----------

(警察本部)

- 2 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
24年度	600,900	2,330,400	2,931,300	金額は各年度の決算による
23年度	1,329,300	2,162,000	3,491,300	
差引増減	728,400	168,400	560,000	

(警察本部)

- 3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成24年度決算による

(警察本部)

- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手車両等の毀損があった。(警察本部)

- 5 職員の不注意により警察車両による交通事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。(新居浜警察署)

- 6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
18年度、24年度	1者	799,931	平成24年度決算による

(今治警察署)

- 7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方への被害並びに当該車両及び相手方の車両の毀損があった。(松山東警察署)

- 8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方の車両の毀損があった。(松山西警察署)

- 9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	325,000	平成24年度決算による

(宇和島警察署)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成25年6月12日
発 電 工 水 課	平成25年6月12日
県 立 病 院 課	平成25年6月12日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成25年6月11日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成25年6月11日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成25年6月7日
中 央 病 院	平成25年6月12日
今 治 病 院	平成25年6月11日
南 宇 和 病 院	平成25年6月7日
新 居 浜 病 院	平成25年6月7日
(監査の結果)	
平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施	

したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

- (1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持續させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると226億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度の売却実績はなく、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

- (2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	1,017,415	0	1,017,415
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,630,593	0	2,630,593

2 病院事業

- (1) 経営成績について、当年度の純利益は、前年度を3億9,948万円上回る19億2,760万円を計上しており、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のDPC(診断群分類包括評価)制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金は183億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高342億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

- (2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	21,662,695	69,530	21,732,225
旧北宇和病院	6,372,420	897,373	7,269,793
計	28,035,115	966,903	29,002,018

- (3) 個人医業未収金の納期到来分356,268,553円(過年度未収金298,952,950円、現年度未収金57,315,603円)について、早期回収に、一層努められたい。(中央病院)

- (4) 医業外未収金の納期到来分3,396,172円(過年度未収金1,257,462円、現年度未収金2,138,710円)について、早期回収に、より一層努められたい。(中央病院)

- (5) 個人医業未収金の納期到来分71,620,153円(過年度未収金54,059,891円、現年度未収金17,560,262円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(今治病院)

- (6) 医業外未収金の納期到来分213,470円(過年度未収金136,540円、現年度未収金76,930円)について、早期回収に、より一層努められたい。(今治病院)

- (7) 個人医業未収金の納期到来分41,046,208円(過年度未収金36,461,308円、現年度未収金4,584,900円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)

- (8) 医業外未収金の納期到来分123,240円（過年度未収金114,570円、現年度未収金8,670円）について、早期回収に、引き続き努められたい。
（南宇和病院）
- (9) 個人医業未収金の納期到来分61,118,784円（過年度未収金49,179,856円、現年度未収金11,938,928円）について、早期回収に、一層努められたい。
（新居浜病院）

- (10) 医業外未収金の納期到来分327,447円（過年度未収金205,290円、現年度未収金122,157円）について、早期回収に、より一層努められたい。
（新居浜病院）
- (11) 職員（1名）の通勤手当について、認定の誤りにより、計200,947円（平成22年4月から平成25年4月までの37か月分）が過支給となっていた。
（新居浜病院）

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>920</u>	省略				川之江高等学校	3年	普通科	<u>960</u>	省略			
三島高等学校	3年	普通科 商業科	720 120					三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	720 120 40				
省略								省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>920</u>					新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>960</u>				
省略								省略							
今治北高等学校	3年	普通科 商業科 事務科 情報処理科 情報ビジネス科	600 120 40 40 80					今治北高等学校	3年	普通科 商業科 事務科 情報処理科 情報ビジネス科	600 120 80 80 40				
省略								省略							
北条高等学校	3年	総合学科	<u>800</u>					北条高等学校	3年	総合学科	<u>840</u>				
省略								省略							
砥部分校	3年	デザイン科	<u>160</u>					砥部分校	3年	デザイン科	<u>200</u>				
省略								省略							
大洲農業	3年	生産科	120					大洲農業	3年	生産科	120				

高等学校		学科 食品化 学科 生活科 学科 食品テ ザイン 科	<u>80</u> <u>80</u> <u>40</u>					
省略								
八幡浜高 等学校	3年	普通科 商業科	480 240	省略				
八幡浜工 業高等学 校	3年	機械科 機械土 木工学 科 電気技 術科 土木科	<u>80</u> <u>40</u> 120 <u>80</u>					
省略								
宇和高等 学校	3年	普通科 生物工 学科	<u>240</u> 120					
省略								
宇和島東 高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビ ジネス 科	<u>400</u> 120 240 120	省略				
省略								
吉田高等 学校	3年	普通科 機械建 築工学 科 電気電 子科	240 <u>120</u> 120					
省略								
津島高等 学校	3年	普通科	<u>280</u>					
省略								

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校 が行 う教 育の 対象 者	部	修業 年限	学科	生徒定 員
-----	---------------------------------	---	----------	----	----------

高等学校		学科 食品化 学科 生活科 学科	<u>120</u> <u>120</u>					
省略								
八幡浜高 等学校	3年	普通科 商業科 情報ビ ジネス 科	480 240 <u>40</u>	省略				
八幡浜工 業高等学 校	3年	機械科 電気技 術科 土木科	<u>120</u> 120 <u>120</u>					
省略								
宇和高等 学校	3年	普通科 生物工 学科	280 120					
省略								
宇和島東 高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビ ジネス 科	<u>440</u> 120 240 120	省略				
省略								
吉田高等 学校	3年	普通科 機械科 機械建 築工学 科 電気電 子科 建築科	240 <u>40</u> <u>80</u> 120 <u>40</u>					
省略								
津島高等 学校	3年	普通科	<u>320</u>					
省略								

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校 が行 う教 育の 対象 者	部	修業 年限	学科	生徒定 員
-----	---------------------------------	---	----------	----	----------

省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	<u>24</u> <u>24</u>
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部	本科	3年	普通科 産業科	<u>56</u> <u>16</u>

備考 省略

省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	<u>16</u> <u>16</u>
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部	本科	3年	普通科 産業科	<u>48</u> <u>8</u>

備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成26年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
川之江高等学校	普通科	280
新居浜東高等学校	普通科	280
今治北高等学校	情報ビジネス科	40
北条高等学校	総合学科	240
砥部分校	デザイン科	40
大洲農業高等学校	食品デザイン科	40
八幡浜工業高等学校	機械土木工学科	40
宇和島東高等学校	普通科	120
津島高等学校	普通科	80

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
大洲農業高等学校	食品化学科	平成26年度から生徒募集を停止
	生活科学科	同
八幡浜工業高等学校	機械科	同
	土木科	同

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成26年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部		学科	入学定員
新居浜特別支援学校	知的障害者	高等部	本科	普通科	24
				産業科	8

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

平成26年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成26年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成26年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成26年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること（以下「くくり募集」という。）ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成26年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあつては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあつては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成26年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成26年2月19日（水）午前9時から同月25日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（火）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、

(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあつては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中）の出願にあつては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成26年1月14日（火）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを平成26年1月21日（火）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成26年1月14日（火）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事

情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成26年1月21日(火)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成26年2月18日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成26年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(火)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月4日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成26年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(火)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

- ア 調査書
- イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

- (ア) 全日制の課程
国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。
- (イ) 定時制の課程
国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成25年5月24日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。)の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。)(3)にお

いて同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

- ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。
- イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成26年 3月11日(火)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:45~11:10	国 語(作文)
	11:25~12:15	理 科
	12:15~13:10	(昼 食)
平成26年 3月12日(水)	13:15~14:05	社 会
	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:50~11:50	英 語
	11:50~12:50	(昼 食)
	13:00~	面 接 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以

内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあつては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おつて、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科（理数科を除く。）】 【理数科、総合学科】

Table with columns for '満点の比率' and '得点を算出するとき乗じる数' for categories A, B, and C. It shows two versions of the table corresponding to the text above.

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
2 学力検査の成績に 50x/250 又は 50x/300 を乗じてAを、調査書点に 50y/135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>
普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合
A = 学力検査の成績 x 300/250 (300点満点)
B = 調査書点 x 100/135 (100点満点)
C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

(7) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

Table with columns for '満点の比率' and '得点を算出するとき乗じる数' for categories A, B, and C. It shows a specific example of the calculation method.

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
2 学力検査の成績に 50x/150 を乗じてAを、調査書点に 50y/135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。
(4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
(5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月18日（火）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年3月18日（火）から1月間とする。
(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時（平成26年3月18日（火）にあつては、午前10時）から

午後5時（夜間定時制課程にあっては、午後9時）までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成26年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成26年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

(ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

(イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物が優れていること。

(エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

(オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成26年1月21日（火）午前9時から同月28日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月28日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

ア 調査書

イ 推薦書

5 作文、小論文、面接及び集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成26年 2月7日（金）	9:00～	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論（工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト（30分）終了後に面接・集団討論）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、平成26年2月13日（木）午前10時から同月17日（月）正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により在籍中学校長に通知する。

(2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成26年2月20日(木)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成26年3月11日(火)及び12日(水)に実施した一般入学者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成26年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成26年3月19日(水)午前9時から同月27日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月27日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成26年3月19日(水)午前9時から同月27日(木)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日並びに日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成26年 4月2日(水)	9:30~10:00	点呼・受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年4月3日(木)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第6 その他

1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

2 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。

る。

3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成26年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成26年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成26年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成26年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成26年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成26年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成25年12月13日(金)午前9時から同月19日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月19日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して80円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願

2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成25年12月6日(金)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成25年12月12日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成25年12月6日(金)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成25年12月12日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国子女とは、保護者ととも県内に住所を有する者又は平成26年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成25年12月12日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成25年12月26日(木)から同月27日(金)まで又は平成26年1月6日(月)の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成25年12月26日(木)から平成26年1月6日(月)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。
- (2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

- (3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成26年 1月9日(木)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

- (5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。
- (6) 受検に当たっての留意事項
 - ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。
 - イ 当日の持参品は、次のとおりとする。
 - 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当
 - ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
 - ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
 - イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成26年1月16日(木)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成26年1月16日(木)午前9時から同月20日(月)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開

示請求をすることができる。

- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年1月16日(木)から1週間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月16日(木))にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成26年1月16日(木)の入学予定者の発表後から同月23日(木)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成26年3月31日(月)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許

可を取り消すものとする。

- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成26年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成26年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成26年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成26年1月27日(月)から2月7日(金)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月7日(金))にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成26年2月10日（月）午前9時から同月17日（月）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求められることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成25年5月24日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成26年3月6日（木）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月20日（木）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあつては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年3月20日（木）から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前9時（3月20日（木）にあつては、午前10時）から午後5時まで、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成26年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあつては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成26年2月10日(月)午前9時から同月17日(月)午後4時まで、松山盲学校長に提出するものとする。

- ア 調査書
- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学等者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成25年5月24日愛媛県教育委員会公告)2(1)イ(4)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成26年3月6日(木)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月20日(木)午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成26年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入 学 定 員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松山城北分校	本 科	普 通 科	8
		産 業 科	8
今治特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障害部門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知的障害部門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
新居浜特別支援学校	本 科	普 通 科	24
		産 業 科	8
計			298

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第13号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年10月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
愛媛県立今治病院医療情報システム導入事業 (賃借料総額/県立今治病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年10月9日	富士通グループ 代表企業 富士通株式会社松山支店 松山市永代町13番地	665,950,215円	総合評価一般競争入札	平成25年7月26日